

薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、薬用植物の産地化を図るため、農地所有適格法人等（以下「補助対象事業者」という。）が実施する薬用植物の生産力の強化に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象者は、山梨県又は国において栽培適正が確認された薬用植物を1a以上栽培する次の者とする。

- (1) 農地所有適格法人
- (2) NPO法人
- (3) 営農団体
- (4) その他知事が認めた者

(補助対象事業、補助対象経費及びその補助率)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及びこれらに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象事業者に送付するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第4条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助対象事業者に対し、概算払により交付することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第6号)により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助対象事業にかかる帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定報告書(様式第7号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出)

第12条 この要綱により提出する書類は、原則として、事業を実施しようとする地区を所管する農務事務所長を経由し、知事に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 対象品目の生産拡大に必要な種苗及び生産資材の導入	1 需用費（消耗品費）	補助対象経費の2分の1以内 (上限200千円)	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
2 農作業のための機械の借上	1 使用料及び賃借料		
3 品質を確認するために必要な成分分析の実施	1 委託費		
4 実需者とのマッチング活動の実施	1 使用料及び賃借料 2 旅費		

(様式第1号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 (印)

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、事業実施計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 収支予算書(様式第1号の3)
- (3) その他知事が必要と認めるもの

※1 (1)については、薬用植物モデル経営体育成支援事業実施要領に基づく事業実施計画の承認を得た場合においては、当該事業計画書をもってこれに代えることができる。

※2 押印省略可

(様式第1号の2)

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業計画書

1 事業計画

事業主体名	受益戸数(戸)	実施場所	事業内容	事業量	事業費(円)

2 事業費

総事業費(A)+(B)(円)	負担区分		備考
	県補助金(A)(円)	その他資金(B)(円)	

3 事業完了予定年月日

〇〇年〇月〇日

(様式第1号の3)

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業収支予算書

1 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
県補助金 その他 資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		区 分
			増	減	
事業費					
計					

(様式第2号)

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった薬用植物モデル経営体育成支援事業補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付けで申請のあった薬用植物モデル経営体育成支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助対象事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 同補助金交付要綱第4条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 (印)

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

〇〇年〇月〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※押印省略可

(様式第4号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 (印)

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇月〇日付け第〇〇号で交付決定のあった薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金について、第7条の規定により次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

- (1) 現 金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先金融機関名
預金種別 (当座・普通)
口座名

No.

※押印省略可

(様式第5号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 (印)

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金実績報告書

〇〇年〇月〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第4号の2)
- 2 収支決算書 (様式第4号の3)
- 3 その他添付書類
- 4 支払の方法
口座振替 振替先金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
口座名義
口座名義 (フリガナ)

※押印省略可

(様式第5号の2)

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業報告書

1 事業結果

事業主体名	受益戸数(戸)	実施場所	事業内容	事業量	事業費(円)

2 事業費

総事業費(A)+(B)(円)	負担区分		備考
	県補助金(A)(円)	その他資金(B)(円)	

3 事業完了年月日

〇〇年〇月〇日

(様式第5号の3)

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業収支決算書

1 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額 (円)	本年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
県補助金 その他 資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額 (円)	本年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
事業費					
計					

(様式第 6 号)

番 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金額の確定通知書

〇〇年度薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金の交付額について、同補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

(様式第7号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 (印)

消費税等仕入控除税額の確定報告書

〇〇年〇月〇日付け第〇〇号で交付決定のあった、薬用植物モデル経営体育成支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額(3-2) 金 円

その他添付書類
返還額に係る積算の内訳等

※押印省略可